

都市問題研究

第58巻・第6号・通巻666号

特集 廃棄物問題の現状

廃棄物問題における地方自治とその課題……………寄本 勝美▶ 3	〈早稲田大学政治経済学術院教授〉
廃棄物処理と自治体の課題……………田中 勝▶ 16	〈岡山大学大学院環境学研究所教授〉
再生資源の市場構造と価格メカニズムの再検討……………吉村 哲彦▶ 29	〈リサイクル経済研究所代表、千里金蘭大学教授〉
ごみ減量化とヤードスティック競争……………山谷 修作▶ 45	〈東洋大学経済学部教授〉
循環型社会の法政策と廃棄物処理法の展開……………北村 喜宣▶ 60	〈上智大学法学部教授〉
北九州市の環境政策……………作花 哲朗▶ 75	〈北九州市環境局環境経済部環境政策室主査〉
市民・事業者との協働によるごみ減量の取組み……………西田 秀明▶ 95	〈名古屋市環境局減量推進室主査〉
「持続可能な循環型都市」の構築に向けた大阪市の取組について……………辻 勝文▶ 104	〈大阪市環境事業局総務部企画課長〉



都市問題研究会

平成18年

6

月号

廃棄物問題における地方自治とその課題

よりもとかつみ
寄本勝美

(早稲田大学政治経済学術院教授)

はじめに

アメリカの著名な経済学者J. K. ガルブレイスはかつて、通念と社会改革について次のように述べている。通念とは、「人々に受け入れられるということ」を基礎にした観念の体系¹⁾をいう。「人々に受け入れられる」とは聴衆の賛同を得ていることを意味する。しかし「安易で慣れたものに執着するので、通念はいつも陳腐化する危険にさらされている。」²⁾ 事實は進歩しているのに、通念が陳腐化すると、社会の改革のためには、われわれはこうした通念から脱却する必要がある、と³⁾。

陳腐化した通念とか固定観念にいつまでも縛られているところに進歩はない、というわけだが、廃棄物問題に関しても、まさにそうではなかろうか。本稿ではこうした視点をふまえながら、廃棄物問題の現状と課題について検討してみよう。

1 ごみから資源へ

「ごみは宝の山」とか「鉱山としての都市」といった表現は以前から見

1) J. K. ガルブレイス著 鈴木哲太郎訳「ゆたかな社会」, 岩波書店, 1960年, 17頁。

2) 同1), 14頁。

3) 同1), 14頁。

られるが、実際に自治体の正規の清掃事業の一環としてごみを資源に変える事業を日本で最初に始めたのは、沼津市であろう。1975年に市は現場の清掃職員の提案を受け入れてびん、缶、古紙を“資源ごみ”と称して月に1度分別収集し、それぞれを再生資源業者に売却するとともに、それによって得られる収入の一部を町内会、自治会に還元する事業に着手した。こうした仕組みはやがて「沼津方式」⁴⁾として知られるようになり、他の市町村による「沼津詣で」が見られることになった。そして、これらの市町村はそこで学んだことを参考にしつつ、新たなリサイクル方式を編み出すという事例が全国で散見されてきた。

しかしながら、このような「ごみは資源である」とする発想の転換が行政サイドで十分に行われてきたとはいえない。もうかれこれ20年ほど前から従来の清掃課とか衛生課を生活環境課といった名称に変えたり、あるいはリサイクル推進課を新たに設ける市町村が続いてきたが、筆者の知る限り“資源課”という名を採用した自治体は皆無である。清掃事業の一種の“副業”としてごみのリサイクルに取り組む場合と、すべてのごみは資源として捉え、資源化事業を“正業”に位置づけるのとでは、やはりそれなりの差をもたらすものである。

2 発生抑制の重視

「沼津方式」の発足以来、はや30年もの月日がすぎたが、この間わが国の市町村の清掃事業は大きく様変わりをしている。「清掃課」から「資源課」にまで変身するにはいたらなかったものの、それでも多くの市町村は競うようにして、自分のまちにとってよかれと思われる方法の分別収集を導入し、有価物の回収をはじめとしたリサイクル事業に着手・推進してき

4) 「沼津方式」について詳しくは、寄本勝美「『現場の思想』と地方自治」、学陽書房、1981年、116ページ以下に詳しい。

た。ごみの増量で悩まされている自治体としては、その第一の目的をごみの減量と埋め立て処分地の延長においてきたのである。こうした関係者の努力が実って今日では、わが国の、自治体による分別収集型のリサイクル事業の発達は、対象品目の回収率が先進諸国の中でもトップクラスを占めるなど、誠に著しいものがあり、リサイクル重視への発想の転換を見事に実現してきた。ところが、こうした状況の変化に異論を唱える向きもないではない。

その最たるものは、「リサイクルは大量生産、大量消費、大量廃棄の免罪符」という批判である。また、自治体の分別収集型リサイクル事業が進めば進むほどコストもかかり、自治体財政にとって大変な重荷となっているとの指摘もある。“リサイクル貧乏”⁵⁾といわれる事態が、それである。さらに、リサイクルは進んでも、ごみ処理量そのものはわずかにわずかにしか減っていないという、問題提起がある。

これらのリサイクル批判に共通の論拠になっているのは、いわゆる3Rに反という点である。3Rとは、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）をいい、廃棄物・リサイクルとの取り組みにおいては、発生抑制を最優先して行い、次いで再使用を優先し、それでも残った廃棄物については再生利用する、という順序がつけられている。ところが日本では優先度の低い再生利用が発達する反面、それが要因の一つにすらなっていて、リターナブルびんの後退で明らかのように再使用は不振に陥ってしまい、ひいては優先度の最も高い発生抑制ですらもごく一部の事業者や住民によるのを除いては熱心に取り組まれてきたわけではない。なお、およそ10年前に容器包装リサイクル法が制定された際、この法律の適用によって環境・リサイクルの面で望ましい容器包装が選ばれること、および

5) 「月刊自治研」2005年12月号は「リサイクル貧乏からの脱却」という題の特集を組んでいる。

にリターナブルびんの長所が再評価されてその利用も増えることが、期待されたのであったが、実際にはワンウェイびんやペットボトルが増えてきたのである。

3 リサイクルの再評価と発展の条件

筆者も3つのRの優先度づけには異論がない。ただし問題は、発生抑制がいかに重要であるかということ、それがどの程度実現可能であるかは、決して同じではないことである。発生抑制の重要性を金科玉条のごとく説く人も、今後どれだけのごみをいかなる方法で発生抑制するか、その計画ないしは努力目標を数値で表すまでにはいたっていない。

のみならず実際問題として私たちは、発生抑制に過度の期待を寄せることはできないのではなかろうか。というのは、発生抑制とは、早晚ごみになるようなものはつくりたくない、売らない、買わない、もらわない、使わない、といったこと、換言すれば、事業者や消費者が自主的に、あるいは公的な規制のもとで特定の製品や容器包装の生産抑制ないしは消費抑制を行うことであるが、具体的にこうした自主規制や公的規制を行うとなると、関係者の間での意見の相違や利害の対立が激化するだろう。それに考えてみれば、いかに大量生産と大量消費が大量廃棄をもたらしているからといって、今の経済活動の総量をいきなり数パーセントか10パーセント圧縮するとすると、大不況に見舞われることだろう。したがって重要なことは、どうしても出てくる廃棄物に関しては、それを資源として徹底的に再利用することなのである。

こうして、今後のリサイクル活動にとって極めて重要になっているのは、経済の現状との関連でリサイクル貧乏を嘆いたり、その意義や成果に対する疑問に終始するのではなく、逆にリサイクル活動を維持・発展させることができる経済の仕組みを築いていくことである。経済にリサイクルをあわせるのではなく、リサイクルに経済をあわせるのである。

たとえば、自治体が事業系廃棄物の収集・処理のサービスを行っている場合には、原則としてそれに要する費用は全額その利用者に求める。早稲田大学の周辺商店街のリサイクル活動は全国的に知られているが、これを始めたきっかけになったのは、東京都が事業系一般廃棄物の全面有料化⁶⁾を実施に踏み切ったことにある。「ごみにお金をだすのなら、リサイクルにつかった方がまし」というのであった。リサイクルには相当の金がかかるが、しかし、ごみ処理にも莫大なコストがかかる。このコストを公的サービスでは税でまかない、ごみ排出者の費用負担をゼロにするか、もしくは軽減する措置を講じている自治体が大半を占める。このような政策的配慮を改めて受益者負担を増額すれば、リサイクル事業の経済的な有用性はいっそう高まるに違いない。

もう一つ事例をあげれば、埼玉県企業局が行った調査がある。この調査は、同企業局が廃棄物の焼却処理施設を作り、そこで発電した電力を東京電力に売ることによって採算がとれるかどうかを調べることであった。その結果、売電による収入のみでは採算性はとてとれないうが、焼却処理料による収入をそれに加えれば、なんとか採算はとれるという結論を得ている。

以上の2例からもわかるように、廃棄物のリサイクルの採算性、経済性は、当該のリサイクル事業のコスト計算によるだけでなく、もしそれが廃棄物処理されるとなるとそれに要する費用を考慮に入れて判断しなければならないはずである。

4 インバース・マニファクチュアリングの促進

リサイクルはコストがかかるが、こうしたコスト高の要因をもたらして

6) 全面有料化とは、以前のように事業系であっても一定量以下は無料としていたのを改めて、どんなに少量でも事業系のごみには料金制を適用することをいう。

いるのはリサイクルそのものではなくて、ほかならぬ私たち自身である。1.8リットルびんのように、どのメーカーも使えるような共通びんを増やせば空きびん再使用のコストダウンをはかれるのだが、現実には自社びんが増えてきた。

コストをめぐる問題に対応するには、低コストで高品質のリサイクル財（再生品）を生産する必要があるが、そのためには現在の産業構造を動脈・静脈一体型の産業構造、すなわちインパース・マニファクチュアリングを重視する構造へと抜本的に変革していかなければならない。インパース・マニファクチュアリングとは、生産性を優先した従来の生産活動、すなわち、「設計・開発・生産」といった順工程のみに注目した大量生産システムに対し、「回収・分解・分別 再利用」といった逆工程にも着目した適量生産をいうのである。

このようなインパース・マニファクチュアリングを発達させていくには、LCAに基づく製品設計、適切な機能アップをとおした製品の長寿命化、自己修繕術、メンテナンス技術、等々インパース・マニファクチュアリング⁷⁾の実現に向けた投資を行うとともに、製造業、流通産業、廃棄物処理産業、リサイクル産業の一体化、有機的結合の推進が問われることになる。

5 責任主体の転換

家庭系ごみの場合、どんな製品、容器包装であっても、いったん消費者の手に渡った後に排出されるごみの収集処理責任は、市町村にあるとされてきた。このことは、これまで揺るぎない通念ともなってきた。一

方、現行の廃掃法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）も、自治体が一般廃棄物の処理計画を定めること（6条）およびその計画に従って一般廃棄物の収集、運搬、処理をしなければならないこと（6条の2）を定めている。けれども、こうした自治体の責任規定は、廃棄物の発生者および排出者の責任まで否定するものではないはずである。住民（消費者）にせよ事業者（企業）にせよ、自ら発生の要因を生じさせた廃棄物や、自ら排出する廃棄物に対し、元来、第一次的な自己処理責任を負っていることに変わりはない。ただし、住民も事業者も自分でできることに限りがあるため、できない部分は自治体や民間業者に委ねざるをえないのである。一方、自治体は住民や事業者の「代行者」としての立場にあるのであって、それ自体が本来的な、もしくは第一次的なごみ処理責任を負っているわけではないのである。

ところで、このような、ごみ処理の第一次的責任は住民にあるとする考え方は、実は今から100年以上も前の、1900（明治33年）に制定された汚物掃除法に導入されている。ごみ問題の歴史に詳しい溝入茂氏は、当時出版された小原新三の著書「衛生行政法釈義」の考え方に従って、汚物掃除の「第一義務者」を住民（市内の土地保有者、使用者または占有者）であること、行政は「第二義務者」であり、その責務は住民が行うことができないこと、あるいは住民が自分の義務を果たさないことに対策を実施することにあるとした⁸⁾。

このように、今からおよそ100年も前につくられた法律が住民（事業者を含む）を「第一義務者」として位置づけていることに、極めて興味深いものがある。が、いずれにせよ当時よりも現代におけるほうが、ごみの後始末や再利用に関して住民や事業者にできることは限られており、こうして彼らにできない部分は住民や事業者の「代行者」としての自治体や民間

7) インパース・マニファクチュアリングについては、経済企画庁「リサイクル（循環型社会の実現に向けて）ワーキング・グループ報告書」1998、に詳しい。

8) 溝入茂氏の博士論文

した批判は至極もつともである。ただし、審議会メンバーの一員¹⁰⁾として多少の言い訳を許してもらえれば、OECDのレポートで拡大生産者責任に関して問われているのは、誰が収集をするか、ではなくて、だれがその費用を負担するか、である。この視点に立てば、ほとんどすべての委員にとっては市町村が分別収集していることに問題があるのではなく、市町村に過大な費用負担を強いていることに問題があるとすれば、この問題はまさに拡大生産者責任そのものの問題なのであり、審議会でも繰り返しの問題が取り上げられたのは、ある程度やむをえなかったのではなからうか。

一方、市民サイドは、両審議会においても、容器包装の再利用コストはできるだけ製品価格への上乗せによってまかない、税による負担は避けるべきであり、その結果として消費者サイドの直接負担が増えてもやむを得ないとの意見でまとまっていた。このような前向きな主張に産業界はもっと真剣に耳を傾けるべきであろう。

7 有料制活用条件

住民負担をめぐる問題といえば、最近大きな関心を集めているのが、ごみ処理の有料制である。これまで無料にしていた自治体に有料制が導入されると、家庭系ごみで10パーセント前後から20～30パーセントのごみ減量が実現することは、多くの調査結果で明らかにされている。またその要因としては、リサイクルやごみ減量への住民の意識と行動の変化（例えば資源物は自治体の分別収集や民間の回収ルートにだす、すぐごみになるような物はできるだけ買わない、買わない、使わない、ようにする、等々）のほか、小売店や生産者も過剰包装を見直したり、特定の容器類の店頭回

収への協力を努めるようになる、といったことがあげられる。

有料制にはこうした利点がある反面下記の諸問題も指摘されているが、これらに関しては同じく下記の対策が可能である。

- ・ 有料制は不法投棄を増やすというが、実際に有料制を導入した自治体はそれを否定するケースのほうが多い。いずれにしても不法投棄の問題は、多くのところでは有料制が導入されるかなり以前から深刻になっており、有料制の是非にかかわらずその防止策を強めなければならないはずである。
- ・ 有料制を採用すると、ごみはしばらくの間減量となるものの、やがてまた増量に転じるケースが多い、という指摘がある。しかし、筆者の知る限りでは、確かにリバウンドすることはあっても、それはUターンではなく、Jターンにとどまる。
- ・ 有料制よりもごみ減量の仕組みの充実、モラルの向上、企業責任の追及などにまず努めるべきとの意見に対しては、これらの方策も重要であると同時に、有料化も有効な手段の一つである。
- ・ 有料化は税金の二重取りとの批判があるが、ごみ処理には莫大な税金をつかっている。ただし有料化の主たる目的が、それによって自治体のごみ処理費の一部を賄うという財政的な理由よりも、住民や事業者にごみ問題との取り組みを強めさせる経済的インセンティブとして役立つのであれば、有料制によって得られる収入の少なくとも一部を住民に返せばよい。その方策としては、その収入をプールしておいて、それを特定の福祉サービスとか、市民の森の建設など、市民の望む用途に充てる。市民の森をごみ処理料金で作るとなると、もはや多くの市民は料金を「とられる」という被害者意識ではなく、市民の森の出資者ないし所有者であり、株主でもあるという意識を持つことができるのではなからうか。

以上のように、有料制には良薬の“副作用”に似たところが少なくないが、有効な対策を講ずることができるはずである。既述のようにごみ処理

10) 中村秀次「容り法改正・企業の逃げ得を許すな」[朝日新聞]2006年2月7日

の第一次的な責任主体が住民と事業者であるとすると、住民と事業者こそが有料制の是非をめぐる問題に対処していかなければならないはずである。最近、住民投票制度が注目されているが、この種の負担とサービスについての問題は、住民投票によって住民自身が決めるに最もふさわしい問題であるといえよう。

8 住民協働の成果—多治見市からの発信—

さて、以上に述べてきたことを肯定的に検証するにふさわしい自治体がある。それは岐阜県の多治見市で、私はさる1月に現地で勉強する機会もあったが、その取り組みにいたく感動した。以下はその概要である。

多治見市（人口 11万8,000）もご多分にもれず、数年前からごみの最終処分地の確保をめぐる地元住民との間で激しく対立する紛争に陥っていた。そこで市にとっては、反対派住民の理解を得るには、まず、市の最終処分場に持ち込まれるごみ量を徹底的に減らすことが必要と考えられた。とはいえ、市の財政は危機的状況にあり、そのためごみ減量作戦がいかに重要であっても、新たに人員、車両を増やすことはできず、それどころか最近になって市は人員を減らし、車両の更新を従来よりも3～5年延長するなどの、かつてないほどの厳しい歳出抑制を断行してきた。こうした状況のもとで、どのようにすれば市が目指す「リサイクル率95パーセント」を達成することができるのだろうか。1997年以降市が順次採用してきた方策は、以下のとおりである。

- ・ 資源23品目の分別収集の導入
- ・ 2,500あったごみ収集ステーションを資源物に限り460程度に削減
- ・ 1997年度に家庭ごみの有料化（1袋18円）。
- ・ 2005年度に収集料金の大幅値上げ（1袋18円を50円に）

これらの方策は、通念に従えば、分別収集の細品目化といい、ステーションの数の削減により資源物の持ち出し箇所が遠くなったことといい、あるいはごみ処理料金が値上げされたこといい、住民にとってはい

れも労力や金銭上の負担が増えることから、市の行政サービスの後退と非難されてもやむをえないところである。しかし、筆者が現地であった市の職員¹¹⁾はこういうのである——「市民の負担増は悪政か」と。

この職員によると、多治見市が23品目の分別収集に着手したのは2000年度であったが、それ以来ごみの分別収集の費用は、23品目への細分化にもかかわらず上述の方策の甲斐あって、減少している。市民の負担は並大抵のものではないが、ごみの資源化と事業効率向上の成果は、市民に還元されることになる。その方策の一つとしてごみ処理有料化による収入の半額は、住民地域組織の活動資金として配分されるように定められている。さらに、「住民は知っている」と当の職員は言うのである。こうした方策が行政によって一方的に決められ、住民はただそれに従っているだけ、というわけではないことを。「市では23分別当時から400回を超える説明会や対話集會をこなし、毎年4月には消防、病院を除くすべての職員が1ヶ月間ステーションにたつなど、分別水準の維持に努めている」。

そこで、次を表をご覧ください。多治見市では市が行う行政サービスについて、市政満足度調査を実施している。それによると「ごみ減量・リサイクル」は一目瞭然最も高い満足度を示している。もしも市の取り組みが「悪政」ならば、市民によるこの高い評価はどのように理解すればよいのだろうか。

表—1 多治見市政満足度調査ベスト3

年度	2001	2002	2003	2005
1位	医療体制・保健活動	ごみ減量・リサイクル	ごみ減量・リサイクル	ごみ減量・リサイクル
2位	ごみ減量・リサイクル	医療体制・保健活動	廃棄物施設整備	廃棄物施設整備
3位	文化施設整備	文化施設整備	文化施設整備	医療体制・保健活動

注：2004年度は中断。2005年結果は集計中で暫定順位

11) 仙石浩之「容り法見直し議論と多治見市の実際」『月刊自治研』2005年12月号を参照。

早稲田大学教授（政治経済学部）地方自治・環境政策 専攻

1940年 和歌山県生まれ 田辺高校を経て 早稲田大学政治経済学部自治行政学科入学
早稲田大学に在学中 ウィン国際奨学生として アメリカ フランダイス大学留学
1964年 早大卒業後 同大学院政治学研究科に進学
1967年 早大政経学部助手を務め 専任講師、助教授を経て 1978年より教授 現在に至る

- ◆大学院在学中 川崎市清掃局に「自治体留学」 地方自治の現場でごみ処理など体験
この体験をもとに「ゴミ戦争 - 地方自治の苦悩と実験」（日経新書）を発表
1983年 『「現場の思想」と地方自治』（学陽書房）で日本都市計画学会賞受賞
1990年発行「ごみとリサイクル」（岩波新書）は広く読まれ 20版以上を重ね
2003年 改訂新版「リサイクル社会への道」（岩波新書）となって発売されている。
その他 地方自治・環境政策関係の著書・雑誌記事など多数。

◎社会的活動として、まちづくり、ゴミ・リサイクル関連の市民・消費者団体等のアドバイザー
自治体の審議会委員、環境庁中央環境審議会、通産省産業構造審議会、厚生省容器包装リサイクルシステム検討会等の委員を務める。

・廃棄物学会前会長、日本地方自治学会前理事長、日本行政学会・日本環境学会理事
早稲田大学のほか 法政大学・日本女子大・御茶ノ水大・名古屋大・東京大で非常勤講師

*地方自治・ゴミ清掃環境政策について実践を踏まえた研究・教育及び行政・社会の啓発活動を一貫して実践。
杉並正用記念財団関係では紛争収束時点で大学研究室（ゼミ）を挙げてこの紛争について研究分析されながら、財団資料整理に協力いただき、その成果は雑誌「地域開発」に発表されています。 1977年 昭和52年にことです。

業者に委ねざるを得ないのである。しかし、それに要する費用は税金或いは手数料という形で住民や事業者が負担しなければならず、廃棄物の発生者ないしは排出者としての種々の義務から解放されているわけではないのである。

6 拡大生産者責任をめぐる議論

ところで、廃棄物処理をめぐる責任主体については、最近、別の視点から注目され、ホットな議論を呼んでいるのが拡大生産者責任（EPR）である⁹⁾。つい先年まで、いったん消費者の手に渡り、消費されたあとの処理責任はもっぱら自治体にあるのであって、生産者の責任が問われるのは、特定の適正処理困難物か、安全性に問題のある製品に限られてきた。もっとも、こうした生産者責任を問われることがまったくなかったのかというと、そうではない。わが国において拡大生産者責任が初めて法律の中に取り入れられたのは、外でもない、容り法であった。本法では、自治体が分別収集した特定の資源物を特定の事業者が引き取り、再商品化する義務を負うことになったからである。

もっとも、容り法の制定以前においても、拡大生産者責任的な考え方を取り入れている対策がないではない。たとえば、発泡スチロール製トレイや洋酒びんの回収を企業に求める消費者運動が盛んであったが、その際消費者サイドから提起された企業責任論は、今でいう拡大生産者責任とほとんど同じ意味であった。インバース・マニファクチュアリングも、廃棄物の適正な処理・再利用を起点として製品の在り方・作り方を決めていくわけだから、その考え方は、少なからずから拡大生産者責任論につうじて

9) 拡大生産者責任については、倉阪秀史「環境政策論」、信山社、2004年、121頁および寄本勝美「リサイクル社会への道」岩波新書2003年、第6章を参照。

いるとってよいだろう。

さて、拡大生産者責任とは、文字どおり事業者の責任（負担）を拡大するものであるだけに、事業者側から強い反発が出るのは当然予測された。それがはっきりと表面化したのが、中央環境審議会と産業構造審議会の審議の場であった。両審議会はともに2004年6月から1年半にわたって容り法改正の問題について審議を続けてきたが、消費者団体と自治体および大半の学識委員はEPRの本格的導入＝ごみ処理・再利用における事業者負担の増大を強く求めたのに対し、産業界（事業者）の主たる反対の理由は、以下のとおりである――。

- ・ 努力が足りないといわれるが、産業界では曲がりなりにも3Rの促進、自主行動計画の策定、および社会的効率化などの努力を重ねてきた。
- ・ 容器の肉薄化、軽量化、リサイクル性の向上などの企業努力に努めており、こうした努力には、事業者の負担が増えたこともあって限界がある。
- ・ 事業者の負担の増加分を製品価格に転嫁すればよいといわれるが、複雑でしかも流通業界が主導力を持っている価格形成のメカニズムのもとではこうした価格移転は容易ではない。

ところで、EPRをめぐる両審議会での議論は、もっぱら事業者負担を増やすことの是非をめぐってたたかわされた。市民（消費者）団体の中には容り法を改正し、ごみの発生抑制と資源物の回収を含めたEPRの徹底をはかるべきとする主張がみられたが、十分にそれが審議されるにはいたらなかった。そのため「審議会の議論は『誰が収集費用を負担するのか』という押し付け合いに終始してしまった感がある。本来、論ずべきは、どのような理念に基づいてごみの発生抑制を実現するのか、という点にあったはずで、表層的なやりとりとなったことはざんねんでならない」。こう